

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成19年12月6日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	中 村 定 志 議員	4番	杉 浦 光 男 議員
5番	榊 原 杏 子 議員	6番	山 盛 左 千 江 議員
7番	三 浦 桂 司 議員	8番	平 野 龍 司 議員
9番	山 田 英 明 議員	10番	村 山 金 敏 議員
11番	石 橋 敏 明 議員	12番	伊 藤 清 議員
13番	前 山 美 恵 子 議員	14番	一 色 美 智 子 議員
15番	松 山 廣 見 議員	16番	平 野 敬 祐 議員
17番	安 井 明 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	20番	坂 下 勝 保 議員
21番	月 岡 修 一 議員	22番	石 川 清 康 議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	川 村 敏 治 君	次長兼議事課長	神 谷 清 貴 君
庶務担当係長	深 谷 義 己 君	議事担当係長	成 田 宏 君

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	青 木 三 芳 君	会 計 管 理 者	野 村 義 二 君
企 画 部 長	宮 田 恒 治 君	総 務 部 長	山 本 末 富 君
市 民 部 長	後 藤 学 君	健 康 福 祉 部 長	寺 鳶 正 男 君
経 済 建 設 部 長	山 崎 力 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教 育 部 長	野 田 誠 君	総 務 部 次 長	平 野 隆 君
		兼 総 務 課 長	
市 民 部 次 長	柴 田 二 三 夫 君	健 康 福 祉 部 次 長	濱 鳶 義 和 君
兼 環 境 課 長		兼 高 齢 者 福 祉 課 長	

経済建設部次長 高橋 芳行 君 企画政策課長 横山 孝三 君
兼下水道課長
財政課長 加藤 隆之 君 監査委員事務局長 近藤 伸之 君

5. 議事日程

(1) 一般質問

榊原杏子 議員
石川清康 議員

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

No.2 ○議長(堀田勝司議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は22名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に5番 榊原杏子議員、登壇にてお願いいたします。

No.3 ○5番(榊原杏子議員)

おはようございます。

議長のお許しをいただき、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、「学力テスト」の結果の分析と活用についてお尋ねをいたします。

この4月、43年ぶりに全国規模の調査である全国学力・学習状況調査、通称「学力テスト」が実施され、全国の小学校6年生と中学校3年生の児童生徒220万人余が参加をいたしました。半年が経過した10月末にようやく結果が公表され、マスコミ報道でも話題となりました。

この学力テストについては、実施前から、過度の競争をあおる、自治体間、学校間の序列化につながる、悉皆調査ではなく抽出調査で十分であるなどの指摘が各所からなされており、実施後には一部で不正行為も発覚をしております。

当初は、調査結果が8月の末にも発表される予定と言われていたところ、大幅に遅れ、

10月末となったことにより、子どもの指導に反映できないとの現場の声もあります。

さらに、全国の結果を見ましても、既に広く知られていることばかりで目新しいものはなかった。子どもたちが直面している問題の解決には結びつかないなど、批判が噴出しています。かかった費用が77億円、準備など関連費用も含めると100億円を超えとも言われています。果たして意義があったのかという声は当初、学力テスト実施に前向きな意見だった人たちからも数多く出されている現状でありながら、文部科学省は来年度も同様に4月に実施すると早々に決めてしまい、既に準備が進められているそうです。

この学力テストについては、実施前後にわたり複数の議員からも質問がありましたが、その際の答弁も参考にしながら、結果公表を受けて改めて質問をいたしたいと思います。

まず、市町村別、学校別の結果の公表について、それぞれの判断にゆだねられているわけですが、本市では学校名を明らかにするような公表はしないという方針が既に示されています。これに変更がないかどうか確認しておきます。

また、全国の結果については、都道府県別に大きな差はない。基礎的な知識はおおむねあるが、活用する力が低い。就学援助を受けている子の多い学校の成績が低い傾向であるなどの報告がされていますが、本市としては、この全国の結果をどのように受けとめているか、見解をお示してください。

さらに、本市の結果についてお聞きをいたしますが、どのように分析をし、どの程度活用されるのか。結果が公表されない中で、分析に基づいて立てられた方針等が公開されるのか、生活習慣の調査結果と関連づけた指導等も行われるかどうかについてお聞かせください。

最後に、授業時間を削って子どもに長時間のテストという負担をかけながら、無意味と感じている人の多いこの学力テストについて、本市として次年度以降も参加を続けていく考えかどうか、お聞きをいたします。

2番目の質問です。財源確保の取り組みとして、広告収入の増大についてお聞きをいたします。

各地で自主財源の確保、地域産業振興の一環として、自治体の持つさまざまな媒体に有料広告を掲載する取り組みが広がっています。本市においては、第5次行革の中でもストックの有効活用として、ホームページと広報、ひまわりバスの中ぶりやバス停にも広告を募集することが挙げられ、ホームページについては既に今年度からトップページにバナー広告を掲載しており、来年度からは広報についても広告枠を設けることが決まっています。

広告事業は、設備投資などが余りかからない、リスクなく気軽に取り組める財源確保策として各地で人気を集めています。先駆者的な役割を果たした横浜市の取り組みについては、各所で紹介をされ、本も出版されていますが、昨年1年間の広告収入は1億3,600万円にも上り、今年度もさらに上積みが見込めるということです。

本市においても、既に検討されているもののほかにも、先進事例を参考に、対象を広げ

られると考えます。具体的にはホームページのトップページ以外のページ、それは例えば子育て関連のページにはベビー用品店など育児関連企業というような、内容に合ったものを掲載すると効果が高いと言われています。

それから、封筒、はがき、各種パンフレット類などの印刷物全般、ごみ収集車やバス、職員が使用する公用車のボディやタイヤ、庁舎や各施設の壁面や玄関マット、施設のネーミングライツなど、ほかにもまだまだあるかもしれません。

また、事前に決めた価格で広告主を募集するだけではなく、競争入札により広告の権利をより高値で競ってもらう方法をとる自治体も出てきましたが、物によってはこうした方法も検討に値するかと思います。

また、来年度からの広報への広告ですが、広告掲載によって従来の情報量が減ってしまわないよう、ページを増やしてスペースを確保するという選択もありますが、検討されましたでしょうか。

関連して、行革の中には、インターネットオークションを活用した公売の実施も挙げられています。21年度実施となっています。近隣でも既に実施された例がありますので、前倒しが可能と思われるのですが、いかがでしょうか。

深刻な財政難に直面している本市にとって、少しでも財源を確保するために、また地元企業にはよい枠を優先して割り当てるなどの工夫によって、地域産業の活性化にもつながれることから、広告事業の拡大は早急に取り組むべき課題と考えます。積極的な姿勢を求めます。

3番目の質問です。来年度行われる機構改革についてお聞きをいたします。

これまでの議会答弁などからも、来年度組織の改編が行われる予定であることは感じ取れるものがありました。どのような内容かは一切不明のまま、議員に対しては突如として11月末の全員協議会で発表され、今議会には事務分掌条例の改正案が上程されています。

先回、大幅な機構改革が行われた際には、案の段階で示され、当時の助役、公室長、企画課長が各所に説明や意見聴取に訪れ、その結果かどうか、最初の案から幾つかの変更もされた上で実施されたというふうに記憶しておりますが、今回はなぜ違った進め方になったのでしょうか。

全員協議会での説明によると、今回の改編の目的には「多様化する市民ニーズや新たな行政課題に対応するため」というものもありましたが、市民の意見が反映されているといえるか、疑問に思っています。

さらに、先回大きな機構改革が行われたのはわずか4年前のことであり、その際には、厳しい時代状況下でも市民サービスの提供力を強化していくため、自治体経営手法の積極的な導入、権限と責任の明確化、フラット化、ネットワーク化の3つの柱を立てて、その他の行革とも結びつけた総合的な改革として実施したという認識ですが、このときのねらいはすべて達成されたものといえるのでしょうか。大きな弊害が生じて今回の見直しにつ

なまったということでしょうか。現在認識されている機構上の問題点とはどのようなことか、それが今回の改革によってどのように解決するのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、今後も同様に数年ごとに大幅な組織の改編を行っていくつもりなのか。それとも当面この体制でいけるという手ごたえをお持ちかどうか、お聞かせをいただきたいと思いません。

以上で壇上での質問を終わります。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

野田教育部長。

No.5 ○教育部長(野田 誠君)

1点目のご質問、学力テスト結果の分析と活用について、6点からのご質問かと思しますので、順次お答えさせていただきます。

1点目の学校名を明らかにするような公表は考えていないとのことであったが、その後は変更はないかにつきましては、豊明市教育委員会といたしましては、序列化につながる数値や学校名は公表しないという考えには変わりございません。

2点目の全国の結果についてであります。全国や県の結果や分析につきましては、今後の参考にしていきたいと考えております。その分析結果を生かして、改善策を講じていきたいと考えております。

3点目の市として分析と活用についてであります。本年7月に第1回豊明市学力向上対策委員会を立ち上げ、12月で5回目を数えます。委員会では、豊明市としての結果分析を慎重に行い、今後の対策について検討してまいります。

4点目、分析に基づいて立てられた方針等についてであります。豊明市としての分析結果の傾向と各学校の分析結果につきましては、豊明市学力向上対策委員会で審議した後、2学期終業式を目途に、保護者に「第1回お知らせ」として配布する予定であります。

5点目の生活習慣の調査結果と関連づけた指導等につきましては、平成20年2月を目途に、具体的な改善内容を「第2回お知らせ」として配布する予定でございます。その中に、結果と生活面についてクロス集計されたものも示していくこととなります。したがって、今後も分析を続け、指導に生かしていくつもりでございます。

最後の6点目、今後の参加についてであります。今後の参加につきましては、現在進行している本年度調査の状況を踏まえるとともに、学校現場の声も受けとめながら、豊明市教育委員会として検討協議してまいりたいと考えております。

以上で終わります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.7 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、議員の方から2点質問をいただきましたので、まず最初に、広告収入について答弁させていただきます。

自主財源を確保し、行政の効率化に努めるため、今年度から広告の取り扱いをいたしました。広告収入の確保については、第5次行革のアクションプランにも掲載して取り組んでいます。

実績と今後の予定といたしましては、まずは実績ですが、ホームページのバナー広告は今年の4月から開始をいたしました。初めての試みであったため、当初は10社の掲載のうち、半分の5社にセールスによって広告掲載をお願いに上がりました。現在では10社の枠全部、広告スペースとして埋まっております。

それからもう一つ、トップページ以外にも掲載してはどうかというお話がありましたが、広告主の方からそういった要望があれば、こうしたことも検討していきたいと思えます。

それからもう一つ、来年から広告実施になります広報紙への広告であります。既に募集をかけておりますので、一部問い合わせも入ってきております。

それから、広告で広報に掲載したときの費用はどうかという質問であります。広告掲載に伴うページ増の経費と広告収入の兼ね合いですけれども、1ページ当たり印刷費にかかる経費は、1ページ増えますと全体で約2万4,000円ほど増えていきます。ここで1枠当たりいただける収入は3万円入ってくる予定でありますので、それは経費に対する広告収入が下回るということはありません。

それから、もう一点、行革で定めたプランにひまわりバスの広告がありますが、これについては現在検討中であります。その他これ以外にも、行革で定めたプラン以外でも公有財産の中には、いろいろな広告媒体として利用できるものがありますので、今後詰めていきたいと思えます。

以上で、まずは広告の方を終わります。

続いて、機構改革の方の答弁をいたします。

今回の機構改革に係る目的と意図は、次の3点にあります。

1つ目は、行政改革に基づき、分権時代の地方自治体としての拡充を図るということ。そして2つ目が、新たな行政分野や重要度に即した機構を構築すること。それから3つ目が、団塊の世代の退職に伴う職員の減少に備えた効率的な組織構築をすることです。

このため、職員から課及び個人単位で提案を受ける基礎調査を実施いたしました。これに基づき、機構改革原案検討会議で原案を作成して、経営戦略会議で最終決定をいたしました。

4年前のように市民の意見として区長さんの意見は伺っておりませんが、直接市民とか

かわりの深い部署も多くあり、職員からの意見である程度反映ができていると考えています。

それから、今回の機構改革で特に問題となったというご質問がありました。

最初の目的のところでもお話ししましたが、もう少し具体的にお話ししますと、まずは来年度から予定されております医療制度改革、それから保険事業の制度改革等があります。こうした制度改革に耐えられるだけの組織とすること。

それから2点目が、特にIT部門で人材が不足しておりますので、こうしたITに対応するための組織を構築することです。

そして、行革で定めてあります組織のスリム化を図るということと、それから来年度以降、職員が減少していきます。そうした職員の人員抑制型の組織を構築するという、このことが大きな課題として、今回改革の柱としています。

それから、次回以降の組織はどうなるかということでしたけれども、次期の組織の改編については、社会情勢の変化に対応しつつ、行政経営の簡素化、そして迅速化を図るために必要に応じて柔軟に対応していきたいと考えております。

以上で終わります。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.9 ○総務部長(山本末富君)

インターネット公売につきましてご回答申し上げます。

第5次行革では、インターネット公売の実施は19年が調査研究で、21年が実施でございましたが、本年度ネット会社に登録を済ませてございます。

したがって、ネット公売に適した物件が出れば、いつでも公売ができる状態でございます。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.11 ○5番(榊原杏子議員)

学力テストから再質問をしてみたいです。

序列化につながる公表はしないというお答えでしたけれども、他県でのことですが、学校別の結果について公表していないにもかかわらず、情報が漏れて伝わって、子ども

も同士が「エリート校だ」、「ばか学校だ」などと言いつつ合うような状況というのも、発生はしているようであります。

関係者としてどこまでがこの情報を知り得るのか、それでその知られた方が、そういった序列につながるものを、なぜ公表しないのかということが徹底されなければ、こうしたことが起こってくると思うんですが、その体制については徹底されているかどうか、お答えをいただきたいと思います。

それから、公表しない方針の中でも、一部で不正があったというふうな報道がありましたけれども、現場で危機感があるわけですね。こうした加熱してしまって不正にまで及んでしまうような状況は、当市ではないと思いますけれども、そういった心配をどういうふうに解消していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.13 ○教育長(青木三芳君)

まず、1つ目の序列化につながるかもしれないという、そういった情報の管理ということでありますが、これはこの情報に限らずですけれども、すべての情報等についての管理はもちろん徹底をさせております。

それから、2つ目ではありますが、不正に絡んでというようなことですが、これはあらかじめこの調査を行う昨年度から、実は話題にしながら、校長等とも十分話し合ってきましたし、教育委員会会議の中でも話題としてまいりましたが、不正をするようなそういったようなことは一切ないようにということで、厳しくいわゆる事前の協議をしてきたところであります。

以上です。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.15 ○5番(榊原杏子議員)

不正を行うことはないようにということは、もちろん言われるのでしようけれども、分析結果がどういうふうにはね返ってくるかはわからないというのが、現場の心配の大きな点であろうかと思えます。

そういった面で、分析結果のことを聞いていきたいと思いますが、全国や県の結果

については今後の参考にということでしたが、公表されてしばらくたちますので、この全国、県の結果についての、分析とは申しませんが、感想などありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

結果に基づいて改善をされるということでしたけれども、改善をするのに間に合わないのではないかという声もあります。2月に改善内容が明らかにされるということでしたけれども、小学校6年生と中学校3年生は卒業してしまうものですから、本人たちにその改善は余り生かされないということになってしまうのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

よその自治体では、せめて5年生とか中2とかで来年はやってもらえないかというような要望も出ているようですけれども、そういった感想を当市でもお持ちかどうか、お願いしたいと思います。

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.17 ○教育長(青木三芳君)

まず、全国と県の結果等について、公表されているものしか私もつかんでおりませんが、トータル的な概要結果ということですので、本市にあっても同様な傾向があるということは考えております。

それから、本人への活用といいますか、そういう分野と、それから学校の指導改善といったことの2面ということですが、お話がありましたように、いささか10月の末にその結果が戻るということは、余りにも遅過ぎるということは、私も率直に言って同じ感想を持っております。

本市にあっては、結果を受け取りましたのが10月24日、各学校が翌日からその分析に入りまして、各個人に対しての指導は、11月5、6日をめぐりに面接方式、面談方式でもって、個々の個表等を担任の方を中心として、それぞれ個人と話し合った上で返してまいりました。そのときに、国の方から提供されております個表の見方、そういったものも添えて返したところであります。

さらに今後、その結果に基づいての個々への指導等については、今後の中でも心がけて進めていく考えであります。

それから、学校改善、あるいは教育委員会も含めたすべての学校、豊明市としての改善、そういったものについては、現在その分析等を進めておりますが、先ほどお話をさせていただきましたように、まず第1次の報告として、豊明市としてはこういう傾向がありましたというような、傾向を中心として第1回のご案内をしていきたいと考えております。

県の方も近々、分析プログラムといった資料等を提供すると、きょうの新聞報道にもござ

いましたが、そういったものも受けながら、分析それから対策等について進めていきたいと思います。そして、2月をめぐりに対策等についての考えをまとめていきたいと思います。

ですから、手をつけられるところはすぐ、それから今後というようなものについては、今後この今申し上げたようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

以上です。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.19 ○5番(榊原杏子議員)

個々への指導ということで、2月をめぐりに改善内容が明らかになって、その後で個々に指導をしても、やはり卒業してしまうものですから、中学生については追っかけてということにはちょっと難しいんでしょうけれども、小学校6年生、市内の中学校に進学される児童については、その後の来年度以降にもそういった指導というものがついてくるのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、傾向を中心にお知らせをするということでしたけれども、その対策委員会を立ち上げられたということですが、対策委員会の中で、全国的な傾向と当市の傾向が同じだとしますと、応用力がちょっと低かったですとか、そういった傾向については、当市の対策委員会で対策を協議して、一体どのような具体的な改善の案が出せるものなのか。どこまでの案を当市の対策として取りまとめられるのか、決まっていることなどがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.21 ○教育長(青木三芳君)

先ほども申し上げましたけれども、個々への指導等につきましては、11月の5、6日を皮切りとして進めておりますので、2月になってから初めてスタートしますというような、そういったことではないので、ご理解いただきたいと思います。

それから、どういった対策をということではありますが、現在それを検討しているところであります。

ですから現在のところ、こういったような対策をということを上申する段階ではありません。

るので、控えさせていただきます。

以上です。

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.23 ○5番(榊原杏子議員)

昨日も少し話題になったかと思うんですけども、OECDの学力到達度調査で、3年ごとですので、前回すぐ取りざたされたのが読解力の低下ということで、ゆとり教育への見直し論がすごく活発になってきたわけです。

今回、科学的応用力、数学的応用力ということも全部順位が下がってしまって、一層批判が噴出するのかなというような気もしておりますけれども、振り返って見ると、学力テストの結果からも言われている、こういった応用力の低下というのは、もともとゆとり教育以前から問題視されていて、むしろ詰め込み教育の弊害だというふうに言われてきたわけです。

まさに、その解決のためにゆとり教育、すなわち個性を大事にして生きる力をはぐくむ教育ということが提唱されてきたんだと私は認識しているんです。ゆとり教育を擁護する立場にもありませんけれども、その実践のために十分な体制がとられていない、理解されていない、浸透していないという場面がありまして、それで「ゆとり」という言葉がひとり歩きしてバッシングが盛んだというふうになっちゃうわけです。

ただ、こういった学力テストや学力到達度調査というものの結果を、やはりマスコミなどで大分取りざたをいたしますし、授業時間を今度増やしていこうというような方針も出されていますので、そういうふうに進んでいってしまうのかなということはあるけれども、授業時間をもとに戻したところで応用力不足ということは解消されないというふうに私は思うんですけども、そういった認識の違いといいますか、教育長としてはどのようにお考えなのでしょうか。

学力テストは、学力向上の一手段として生かせるものなのではないでしょうか、お願いいたします。

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.25 ○教育長(青木三芳君)

先ほどPISAの調査についてありましたので、ちょっとだけ触れさせていただきたいと思
います。

PISAは2000年度から始まって、2000年度は数学、それから2003年が読解力、それで
今年が科学的能力ということで、それをそれぞれポイントを絞って調査をされて、あわせて
付随的に、総括的に他の2つのことについても調べているということですが、今回、科学的
思考力等が非常に日本は落ちてきている。前回と調査した結果、そういったようなことであ
りますが、ちょっとだけご紹介させてください。

科学的リテラシーの全体的な要素は、今回の参加国、地域が57ありましたが、それで6
位。実は3つの領域をもとにして調査しておりますので、「科学的な疑問を認識する」、そう
いった領域でのものが8位、それから「現象を科学的に説明すること」というのが7位、それ
から「科学的証拠を用いること」というのが2位。それぞれ3つの領域について順位等が騒
がれていましたので、ちょっと調べてみましたら、それぞれの領域についてそういう順位と
なっております。

だから、いたずらに科学的な思考力等が落ちているということ、騒ぎ立てるのはいかが
なものかという気がいたします。もう少し結果等については冷静に見ていただきたい。

それから、学力テストと学力向上といった関係についてのお尋ねですが、学力テストをや
ったからといって学力向上が図れるものではありません。学力の状況を調べるというのが
学力テストの意義、意味だと考えておりますので、当然その結果等を学力向上の対策に
つなげていくというものであります。

以上です。

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.27 ○5番(榊原杏子議員)

順位だけを取りざたしていたずらに騒ぎ立てるのは好ましくないということは、私もそのよ
うに思っております。

ただ、国の方もそれに乗じて、割と批判を巻き起こそうとするようなミスリードという感じも
いたします。「もはやトップレベルではない」と言ってみたり、ゆとり批判を加熱させたいの
かなというふうに思う向きもあるものですから、冷静にということとは同意でございます。

今回の結果を踏まえて、現場の声も聞いて来年度以降の参加を協議したいという回答
がありましたけれども、もちろん教育長が言われるように、テスト自体が向上につながるも
のではないんですけれども、テストをやって、その調査を分析して、その改善の内容を決

める。

ただ、やっぱり当市で決められるものと、国の方針がどんどん変わっていくということの影響とどちらが大きいかといえば、やはり国の方なのかなという気がいたします。

それでいて、こういった全員の調査、まして授業時間が減っていることに批判もある中で、そういう調査をするということについては、特に学力テスト推進の意見を持っていた保護者の方というのは、自分の子が全国でどこの位置にいるのかを知りたいという要望が強かったようですけれども、そういうことが公表されないということも余り理解をされていなかった。やってみて、「これしか返ってこないの、何だったのだろう」という感想をお持ちの方が非常に多いわけです。

以前から参加は望ましくないという人にとっては、もちろん序列化につながる、競争をあおるということの危惧はぬぐえていませんし、非常に意味がないということをおっしゃる方が多いものですから、来年度の参加について、それも学力向上対策委員会の方では話し合われるのかどうかだけ、お聞かせいただきたいと思います。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

青木教育長。

No.29 ○教育長(青木三芳君)

率直に申し上げまして、私自身の感想ですので、お許しをいただいていることですが、確かに70億というような、来年度の予算も七十数億を計上しておりますので、七十数億をかけて優先的にやるべきことなのかどうかというのは、正直言って私自身も疑問に思っております。もうちょっと別のところに、その金等は有効に使ってもらいたいというのが感想でございます。

それから、当然これは現場のためにやる調査でありますし、現場のために活用するものでありますので、現場の声をしっかりと聞いていきたいと思っております。

検討委員会の声も聞きますし、それから校長会の声、主任の声も聞いた上で、教育委員会会議で十分検討していきたいと考えております。

以上です。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.31 ○5番(榊原杏子議員)

現場のためでもあるでしょうが、子どものためということをやっぱり一番に考えていただきたい。もちろん、それがはね返ってくることでしょうけれども、そういう志で豊明市の教育を進めていっていただきたいと思います。

豊明市が主体的に豊明市なりの教育を進めていけば、国で比較する必要もなくなるわけですから、そういった意味で一步進んだ豊明市なりの教育ということも、自信を持って進めていただけないかなということも思っておりますので、つけ加えておきます。

2番目の質問ですが、広告については、まずホームページについてですけれども、トップページ以外の広告については、広告主から要望があればということでしたけれども、トップページの方も5社はお願いをしてやってもらったというような経緯でしたら、まだ周知が十分でない部分があると思いますので、トップページ以外の広告については、可能であるということと、募集をしているよということを先に示す必要があるのではないかと思います。

それから、広報について確認ですけれども、経費が上回ることはないというふうな答弁でしたけれども、広告が増えた分のページは増やして発行をされるおつもりということでしょうか、確認をいたします。

それから、ひまわりバスについて検討中ということを言われましたけれども、行革では次年度実施の予定になってはいますが、スケジュール的なものは何か決まっているもの等があるのでしょうか。そろそろ募集などは始めた方がいいのではないかとこのように思いますけれども、どうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、その他の媒体についてもいろいろありますけれども、いろいろ壇上でも申しましたけれども、取り組まれるとして、どのように取り組んでいくのか。体制なんですけれども、壇上で申しました横浜市については、広告事業専門の部署を設けて3人体制でやられたというふうにお聞きしています。

当市の規模でそこまではちょっととは思いますが、委託の関係などもそうですけれども、それぞれの事業ではなくてまとめて1カ所で、じゃ広告は広告事業であるというふう担当するセクションが必要なのではないかと思います。そういった体制づくりについては検討をされますでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.33 ○企画部長(宮田恒治君)

まず1点目、トップページ以外の広告募集の件につきましてというご質問ですが、現在トップページへのアクセスが、豊明市の場合は大体月1万6,000件です。

まず市民の方が、市民以外の方もあるかもしれませんが、まずはトップページから入っ

て、それから各課のページへ飛んでいくということが予想されています。広告媒体として一番有効なのは、このトップページではないかと思います。

この件数からいって、それぞれ各課からだ、またこれから件数が小さくなっていきますので、広告主としては、このトップページが広告媒体としては一番有力だと思います。

この中でも10社を超えるようなことであれば、またより多くの企業名を掲載することも可能です。

それから、2点目の広報の関係で経費が上回ることはないかと。今、広報の方では4ページ分の広告の募集をかけていきます。4ページといいますと、行政記事が割愛されてしまいますのは1ページ分の5分の4、広告全部といいますと、大体1ページ分の行政記事スペースがなくなるという形になります。

かわって、先ほど言いましたように広告を全部とりますと12万円の広告収入、かわって1ページ分増額しますと約2万4,000円ほどの経費がかかるということになりますので、決して広告収入が下回るということはありません。

それから、広報を媒体に取り組むための担当セクションはというご質問ですが、行革の中では、とりあえず3つの広告に取り組む事業を示してありますけれども、これ以外にも行革を推進するためには広告を進めていきますが、それぞれ企画政策が取りまとめて、今後も推進していきたいと思っております。

以上です。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.35 ○経済建設部長(山崎 力君)

ひまわりバスのことについてお尋ねがございましたので、お答えをしたいと思います。

ひまわりバスの関連、次年度からというようなお話をいただきましたが、今ひまわりバスだけでなく、バス停の方も掲載できないかということで、内部的、あるいは関係部署と協議をしておりますので、次年度4月からスタートというわけにはちょっとまいりませんので、次年度の早い時期にスタートできるように今、鋭意調整中でございます。

終わります。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

答弁が終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.37 ○5番(榊原杏子議員)

ホームページですけれども、トップページのアクセスが一番だというふうにおっしゃいました。

もちろん広告主にたくさん来ていただくためにも、魅力的なホームページづくりというものの努力も忘れてはならないんですけれども、各課のページ、あるいは各施策のページに張るというものについては、ターゲットを絞って広告を出すということが出来るものですから、そういったふうにご利用されることもあると聞いております。

トップが先だと言うんでしたら、トップの方で頑張っていただければいいんですけれども、それとあわせて、ホームページへのアクセス増加、そして広告媒体としてホームページが生かせるようにしていくという取り組みも忘れないでいただきたい。

それで、インターネット公売について登録を済ませたというふうにありました。差し押さえを積極的にしろということではないんですけれども、持ち主が売れると思っていないようなものでも、割かし、いい値段でというような事例もあるようですので、滞納者の方からも喜ばれるというケースもあるようですので、そういったことで柔軟に対応してくださるようお願いをしたいと思います。

それで、インターネット公売を行うと、それでその月は市のホームページの閲覧がすごく上がるというような相乗効果みたいなものも生まれるようですので、早目に適したものがあればやっていただきたいということ。

あと関連してですけれども、行革の中に挙げられていました未利用財産、土地などでしょうけれども、この売払いということも行革の中で検討をされています。それで、これもインターネットオークションでやろうという動きも広まりつつあるようですので、そういったこともあわせて検討をしていただきたいというふうに思います。

それから、広報についての確認ですけれども、広告が載った分のスペースが縮小されることがないように、1ページ来年からは増やして発行をされるということによろしいのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.39 ○企画部長(宮田恒治君)

現在広報は、大体月 36 ページくらいのページ数をつくっております。この中で、月によっては、行政情報によっては、多少情報量によってページ数が変わっていきます。全部もし4ページ分の企業主がとれるとなれば、1ページ分は確保しなきゃならないという結果になってきますけれども、必ず1ページ増えるということではございませんので、お願いいたします。

以上で終わります。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

答弁が終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.41 ○5番(榊原杏子議員)

情報量が減ることはないということで安心をいたしました。その他の取り組みと一緒に、いち早く積極的に取り組んでいただいて、少しでもこの財政難を乗り切るための力としていただきたいと思います。

機構改革の方に移りますが、まず市長にお聞きしたいと思います。

市長は今までの議会答弁などでも、縦割りから横割りへの変換ですとか、全事業の見直しを今やっているとか、そういったことをおっしゃっているわけですがけれども、全事業の見直しが済めば、当然そんなときに組織の改編ということも入ってくると思うんですけれども、そういったものが今回反映された部分がありますでしょうか、お聞かせいただきたいと思いません。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.43 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど最初の答弁でも申し上げましたけれども、今回の機構改革の目的は約3点あると言いました。

その中で、具体的にはこういう制度改正、そして組織のスリム化をやっていかなきゃいけない。そして職員の数を減らしていくためにも、どうすればいいかという機構改革を含めております。

その中で、事務事業の再編も当然考えての機構改革を今回組んであります。

以上です。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.45 ○5番(榊原杏子議員)

市長は、全事業の見直しは、まだ過程であるというふうにおっしゃっていたというふうに記憶しています。

その情報システム課を新設されるということで、市長がおっしゃっていますITCの問題ですか、改善に乗り出されるということは感じ取れるわけですが、全事業の見直しが終わった段階で、当然それは組織の改編も出てくることだと思うんですが、それまでの間、最小限の変革で済ませようというような考えはなかったのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それで、4年前に大きな機構改革、庁舎の増築と合わせてですけれども、行われまして、その中で組織のフラット化ですとか、新しいニーズにこたえるためにですとか、そういったこともたくさん言われまして、大きくいじったわけです。

その4年たって、またいじる。それで、またじゃ市長の見直しが済んだら、またいじるというふうになりますと、市民の方も混乱しますし、職員の方もまたいろいろあるんじゃないかなというふうに思います。

今後は必要に応じてということなんですけれども、ある程度先を見越して先回もやられたはずなんです。そういった答弁もありましたし、その後につくられる総合計画とも矛盾しないようにやるんだということを4年前に言ってみえました。

それで、組織の階層ごとの任務、役割分担について、先回の機構改革では大幅に変わりました。担当係長制というふうに移行しました。その中で、課長補佐というのはすごく重要な役割として明確に定義をされていたはずなんですけれども、今回の改革で、単独の課長補佐を段階的に解消していくという方針が出されているわけです。

担当係長制そのものが課長補佐の存在が前提、その役割を果たすことが前提の制度であるのに、それだけを縮小していくというのがどうにも解せないんですけれども、その件についてご説明をいただきたいと思います。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.47 ○企画部長(宮田恒治君)

今回の機構改革の見直しに当たっての基本的な考えは、4年前の機構改革とそんなに大きな改正はございません。先ほど議員さんも申されましたフラット化についても、4年前から検討いたしまして、新しい組織についても、このフラット化を持った組織で引き続き事業を行っていく考えであります。

そしてもう一つ、課長補佐の存在の役割はという、前回、課長補佐を設置し、事務の効

率、決裁権のスピード化を図るために設置いたしました。

今回の機構改革に当たっても、課長補佐を全部削るということではございません。課長補佐、係長の兼任の課長補佐も今後はついてきますので、機構のあり方については4年前と全く変わりございません。

以上です。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.49 ○5番(榊原杏子議員)

今回の改正が、そう大きくないようには私には見えないんですけれども、情報システム課を新しくつくって、市長がおっしゃるように縦から横への変換を、情報システムの面では組織が有機的につながって、それがなされるんだというふうにおっしゃってしまして、それは大変大きな変革ではないかなというふうに私は思うんです。

また、その大きくとらえていないからこそ、前回と違った進め方になったのかなというふうにも思うんですけれども、先回は区長さんに聞かれた、それも初めてのことだった。

あるいは事前に公開して職員から質問などを受け付けて、「たくさん意見が寄せられて大変だったけれども、よかったよ」というようなことも言われておりました。今回このように進めたことは、職員からの聴取はしたようなんですけれども、なぜそういう形で進められたのかということがちょっとわからないものですから、お聞かせをいただきたい。

それから、大きいか小さいかというふうにどういふふうにとらえられるとしても、やはり市民の方にも影響があるわけですので、ましてその市民のニーズにこたえるために変革をされるということでしたら、当然市民のニーズ、市民の声を聞かずして、なぜそれがわかるのかというふうに思います。

窓口が変わったりとか、いろいろ影響もあるものですから、なぜ顧客満足度とか、顧客主義ということを各所で言っていて、市民の声を聞こうという発想に至らなかったのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.51 ○企画部長(宮田恒治君)

まず、職員の意見を聴取したのは今回が初めてでございます。4年前の機構改革のときにも、職員個人としての意見、また課としての意見を聞いております。その中に、今回も同じような手法をとって市全体職員の意見を募集いたしました。

その意見の中にも、当然市民のニーズにこたえたような意見も入ってございました。そういった意見も反映しながら、今回の機構改革を目指したものであります。

それから、前回とちょっと違いますのは、前は助役であります、助役と、それから一部の幹部職員で検討を重ねてきましたけれども、こうした市民ニーズをさらに取り上げるために、全部長を検討委員会の委員として、その中で組織全体の考えを見直したことにあります。そうした全部長を入れたことによって、また日ごろ思っている市民の考えもその中に入っているんだと思います。

以上で終わります。

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.53 ○5番(榊原杏子議員)

日ごろから職員さんがそれほど、市民の窓口に対する意見を聴取できているというような自信があるのでしたら結構ですけれども、そういった要望なり何なりというのはすべて形になってくるものではありませんので、うちでは要望の文書化などもしておりませんし、多くの方が何かを思いながらもそのまま帰っていかれるわけです。

それが、職員から聞いたから反映されているというのは、ちょっと認識が違うんじゃないかなというふうに思いますけれども、職員に聞いたということも前回4年前のときに初めてやって、それが大変一歩を踏み出した前進であるというふうに強調をされていたわけです。

それで、さらに区長さんにも意見聴取をした、議会にも説明をした、そういったことでどんどん意見を聞いて、そういうことをやっていくんだよという姿勢を4年前に打ち出しておきながら、今回そういったことがされなかった。

さらに一歩進めて、決定前に全市民に公開するというようなことも私は期待をしていたわけですけれども、残念ながら後退というふうに受け取れるこの間の進め方を見て、私は残念に思っているわけです。

市民の声、意見を、ある程度反映されているとおっしゃいましたけれども、ある程度でいいんでしょうか。市民の窓口の使い勝手というものは調査もされているはずですし、ちょっと古いので、また新たに調査をしてということも考えられたと思いますけれども、そういう検討は全くなされなかったんでしょうか。

それから、単独補佐を縮小していく問題、課長補佐がちょっと機能していないのではないかというような意見が職員さんからも多いように聞いておりますけれども、単独の補佐をやめていくということは、やはり担当係長制のそのものにかかわってくる問題だと私は思うんですけれども、係長が兼務すれば、それは問題は起きないのでしょうか。

それで、役割分担の認識が、4年前から今までに至る間に、課長補佐がちょっと浮いたような形になってしまったというのは、まず認識が共通化されていなかったのではないかと、いうふうには思うんですけれども、その階層を少し変えていく前に、認識をもう少し深めていくというような手法があったのではないかと思うんですけれども、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.55 ○企画部長(宮田恒治君)

今回は市民の方からの意見を余り聞いてないんじゃないかというご質問でしたけれども、組織の運営、それから形態については、4年前の組織とは大幅な変更はしていないという考えでございましたので、今回、その4年前の機構をそのまま基本的には引き継いだという形でしておりますので、今回、改めて市民の方については意見を聴取いたしませんでした。

それからもう一つ、単独補佐と兼任の係長の違いということだと思いますけれども、今回、兼任係長の職が今後増えていきますけれども、係長の機能を失わせるということは全く考えておりません。

ただ、係長と補佐が兼任いたしますけれども、これも従来どおり組織の機能として動けるように、補佐の仕事はそのまま兼任の係長が、また引き継いでいくという形になっていきます。

以上で終わります。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

榊原杏子議員。

時間が迫ってまいっております。

No.57 ○5番(榊原杏子議員)

でしたら、その新しい兼任になられる方ですとか、その辺の違いについても、また認識をきちんとしていただかないと、またそこが浮いてくるというようなことになりかねないと思いますので、大きな改革ではないからというふうなことをおっしゃらずに、職員の方にはよく周知をしていただきたいということ。

それから、大きな改革ではないというふうにおっしゃいますけれども、目的で「分権時代にふさわしい機構をつくる」ですとか、「市民ニーズや新たな行政課題にこたえる」と。それは大きな変革がなくては逆に無理だと私は思いますので、必要に応じてというのが、人の退職に合わせてというふうに現状はなっているんじゃないかという感じがしてしまいます。

より戦略的に、もちろん人材育成の面とも結びついて機構というのは考えられるべきだと思います。人に合わせてではなくて、仕事に合わせて組織をつくっていただくということを、切に要望したいと思います。

このままだと、恐らくまた数年後には見直しということも、少しなり大きいものなり出てくるのではないかと思いますけれども、またその折には、市民にきちんと使い勝手について調査をした上での組織改編にしていきたいと要望をしながら、質問を終わりたいと思います。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、5番 榊原杏子議員の一般質問を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

No.59 ○議長(堀田勝司議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

22番 石川清康議員、登壇にてお願いいたします。

No.60 ○22番(石川清康議員)

消防広域化と南部出張所建設の問題について質問をいたします。

消防広域化とは、国が昨年6月、法律をもって市町村の消防広域化を打ち出し、5年度以内、すなわち平成24年末には、広域化の実現を図るべき支援策を講じていくことが決定している。

広域化のメリットとして、住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化、そして人口30万人以上区域に消防本部を設置するなどして、消防体制の充実強化を図ることを目的としている。このような状況下にあつて、南部出張所については

今、大いに考えていかなければならない重要な問題としてとらえております。

「南部地域に消防署の分庁舎建設」の陳情書を平成 15 年 12 月議会で採決されたそれ以後、一般質問などで取り上げられ、平成 17 年 8 月に南部出張所の設置が第 4 次総合計画策定に入っております。

その後、仮称「南部出張所」の事業計画案が初めて全員協議会へ出されたのは、平成 18 年 12 月に書面であったが、そのとき既に建設予定地を大蔵池公園内に決めたものであった。

建設予定地を市有地の大蔵池公園内用地にしておきながら、計画では平成 19 年度用地取得となっている。これは矛盾しており、最初から大蔵池公園内を予定していたのではないかと疑いを持たれても仕方がありません。

さらに情報であるが、消防本部は 7カ所の候補地を選び、それぞれの候補地について調査検討した。結果、大蔵池公園の一角の候補地は、他の候補地と比較すると若干、主要道路へのアクセスの時間がかかるが、渋滞の影響がほとんどなく、面積が広い。なおかつ、財政事情が厳しい折、市の財政負担が少なくなる。

こうした状況をかんがみ、補助金の交付を受けた事業を途中で変更する、公園面積が減少するといった障害が発生するが、市民の方々の理解も得ることができるのではと判断し、消防署南部出張所の第 1 候補としたとなっております。

ここで、9 月 20 日に地元住民から相羽市長あてに出された要望書の一部を読んでみたいと思います。

「現在、豊明市新栄町三丁目内、大蔵池公園内の敷地が南部出張所の建設予定地として計画が進められています。しかし、この場所を選定するに当たり、幾つかの問題点が認められます。

まず第 1 に、この敷地は公園用地として国有地の払い下げを受けた土地であり、また大蔵池公園は市民の憩いの場として、子どもたちが遊んだり、大人がジョギングや散歩をしたりと、毎日、数多くの市民が訪れています。

また、この敷地の前の歩道は、栄小学校並びに栄中学校、栄保育園への大変重要な通学通園路となっており、毎日、幼児とその保護者、児童生徒が通る道となっており、南部方面から名鉄前後駅への主要アクセス道路として、通勤通学の多くの人々が通る道になっています。このような平和な公園、住宅地に南部出張所は似つかわしいものとはいえません。

そして第 2 に、建設予定地における区並びに町内会等の地元への説明が不十分な点です。

平成 18 年 12 月 20 日に市議会全員協議会への報告、12 月 25 日、南部 8 区長会への報告、平成 19 年 1 月 27 日、落合区会への報告という、報告のみで地元が同意したと認識しているようですが、こんな報告のみでは、地元には十分説明して同意を得たとはいえません。

6月9日に落合区で説明会が開かれています、これは地元住民の強い要望で開かれたもので、消防署は過去も、これからも説明会をみずから開催する意思は全くありません。

そして第3に、建設予定地隣接地の住民への事前の説明が不十分な点です。

隣接地住民が南部出張所ができるのを知ったのは、平成19年1月27日、落合区会への報告後で、それ以前には何の説明もなく、しかも消防職員より「落合区会で決定して、ここに建設することに決まりました」との説明を受けております。自分たちの都合で他人のせいにして強引に計画を進めるといふ、行政として一番行ってはいけない恥ずべき行為を行っています。

以上のように、行政が市民からいただいた税金をもとに事業を進めていく上で、その基本的な考え方、手順が全くできていない以上、この建設予定地の全面白紙と、事業計画を今後進めていく上で、住民の意見の重視を強く要望いたします。」

そこで、まずこの要望書について、市長より感想などおありでしたら、お答えいただきたいと思えます。

以上の事柄からして、消防本部にお尋ねいたします。

1、候補地7カ所には最初から大蔵池公園用地を入れていたのかどうか。

もう一つ、隣接住民を含めて周辺住民、町内会への説明に入ったその時期と、理解がどう得られたのか、正確に答えていただきたい。

次に入ります。

広域化推進と南部出張所建設は切り離して考えられない問題であろうかと思えます。

10月の全協で配付された資料でしか参考にできないわけですが、今まで3回の出張所建設事業計画案が提出されたが、広域化との関係、関連は一切聞かされていない。実は広域化推進の中で出張所の事業計画がなされているので、今、市として改めて建設の是非を検討する段階にあると思えます。今まで検討された中身と、大蔵池公園用地に建設する是非について、どんなお考えをお持ちか伺います。

また、広域化に伴い、一部事務組合が成立した場合、市消防本部が消防署として機能することにより、建物、土地、機材等が一部事務組合の資産、財産となります。これは当然としても、市財政の厳しい折に、建設費約3億円を投資してできた出張所が、数年後に一部事務組合に権利移管になることがわかった以上、市財政を無為に失うことなく、この点からも建設に疑問が持たれます。

以上についてお答えをいただきます。

次に、問題点を3点ほど申し述べ、壇上での質問を終わりたいと思えます。

第1点、用地決定する前に議会との対応がなされていない。これは議会軽視である。

第2、都市大蔵公園出張所建設用地面積1,288平方メートル、約390坪の代替地を用意しなかったら、全市の公園面積を減少させることになる。そうなれば、市政始まって以来35年間で初めての出来事になっていく。全市公園化を打ち出してやってきた市行政の根幹

に違反する行為であって、決して市民の理解は得られない。議員の一員としても断じて許しがたい。

この公園用地は平成5年に約1億4,000万円で、将来とも大蔵池公園市民の森とする目的で国から払い下げを受けた土地で、安易に用途廃止とか転用はできない。今後とも市公園面積の維持は必須の要件である。

第2点、公共事業を展開する際には、特に消防署出張所の建設には、事前に隣接地主はむろん、周辺住民に説明をし、理解を求めるのが常道である。このたびは、事業決定以後に説明会を開催しているようである。このため、今日に至っても理解を得られなくて、特に隣接住民の同意を必ず得る必要がある。

第3点、5年後の広域化を前にして、あわてて市費、土地代を含めると約3億円で建設することがよいかどうか。広域化になれば、そこで一部事務組合となります。建設した建物土地等は一部事務組合へ権利移管になることを、建築決定、すなわち予算をつけるまでに市民に周知させなければならない。この点からも、広域化の問題として議会で承認が必要ではないでしょうか。

以上、答弁は正直に答えていただくようお願いいたします。

No.61 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.62 ○消防長(近藤和則君)

消防広域化と南部出張所建設の問題について、順次答弁を申し上げます。

平成19年度用地取得となっていながら、平成18年度に用地を決定したことは矛盾しており、最初から大蔵池公園を予定していたのではないかと、こういうご指摘でございますが、平成19年度の用地取得に向けて、平成18年度中に7カ所の候補地を選び、比較検討をいたしました。

詳細な調査をした結果、7カ所のうち、市境に近く出張所建設のメリットが半減してしまう候補地、あるいは生産緑地の指定を受けていた候補地、敷地が変形で奥行きが不足していた候補地の3カ所を、まず7カ所から外しました。

残る4候補地のうち、立地的にも予算的にもよい条件と思われる候補地の地権者に対し、候補地とさせていただきたい旨のあいさつに伺いましたが、「消防のことなので、できるだけ協力をしたい」と、こういうご返事がございまして、「特殊な事情があり、要望にこたえることができない」と、こういう回答がございました。その事情もやむを得ないものでありましたので、候補地から外しました。

次に、ほぼ同じ条件の候補地の地権者に対し、候補地とさせていただきたい旨のあいさつに伺いましたが、こちら先方にやむを得ない事情があり、断念するに至りました。

残る候補地が大蔵池公園ともう1カ所の候補地ではありますが、この候補地の地権者に対し、候補地の一つとさせていただきたい旨のあいさつに伺ったところ、「消防のことであるので、最終的にこの場所が市として選定されれば要望に応じることも可能である」と、こういう返事をいただきました。

そこで、この2カ所を比較検討し、最終的に大蔵池公園に決定したものでありまして、仮にこの候補地が民有地であった場合、最終的に選ばれたとするならば、その用地の取得費を平成19年度に計上して、平成19年度に用地取得、用地買収をしていたものでありまして、矛盾しているとは考えておりません。

以上が用地選定までの経緯でございます。

次に、ご指摘のように建設用地は国有地の払い下げを受け、補助金の交付を受け、公園整備を行った土地でございますので、東海財務局及び愛知県に幾度となく足を運びまして、出張所の建設が可能か否かの判断を仰ぎました。

払い下げの問題につきましては、指定用途の制限、これは10年でございますが、これが経過していること。補助事業の問題につきましては、公園全体の面積、約3万6,200平米、池の面積約1万6,000平米を差し引くと約2万平米になりますが、このうち約1,300平米なので公園機能に支障を与えるほどの縮小ではない。こういう理由で、ともに出張所の建設は可能であるとの回答を得たものでございます。

次に、地元説明でございますが、平成18年12月20日に議会に報告させていただいた後、直ちに南部8区長にも報告をさせていただきました。この後、落合区長と協議し、公表後最初の区役員会が1月27日に開催されるので、その場で説明会を実施することに決定したものでございます。

1月27日に区役員の方々に説明をし、資料を整え、2日後の1月29日から31日にかけて隣地の方々、これは隣保班26軒でございますが、そのうち4軒は、3日間お伺いいたしました。不在でございましたので、都合22軒になろうかと思っておりますが、そのところに出向き、1軒1軒あいさつと説明をさせていただきました。

隣地の方々のところに、ごあいさつに伺った際の説明不足で誤解を生じているようでありますが、これは地元の方々にも「区役員会には大蔵池公園に決まったということをお伝えしたものであり、区役員会に諮って決定したものではない。あくまでも決定は市が決定したものである」という説明をさせていただいております。

平成19年度に入りまして、新しい区長と協議し、桜ヶ丘区は5月5日に、落合区は再度6月9日に地元説明会を開催させていただきました。

この落合区の説明会の前日の夜には、地元の方々にはサイレンの音に対して不安感があったので、夜8時からサイレンの吹鳴試験を実施いたしまして、数名の方にお立ち会いをいただきました。

建物の設計ができ上がったことを踏まえ、10月の全協で報告し、10月27日に落合区で説明会を実施しておりますが、その席での要望もあり、再度12月22日にも説明会を実施

する予定でございます。

今までの説明会の中では、地元の方々に公園面積の縮小、通学通園路の問題等で種々ご心配をおかけしておりますが、今後少しでもご理解を賜ることができるよう努力してまいりたいと思います。

次に、消防の広域化によって財政状況が厳しい中で建設した出張所が、数年後に一部事務組合に権利移管されてしまい、市の財産を失ってしまうのではないかと、こういうご懸念は、広域化をする際は構成市町の消防資産、経常的経費、投資的経費を踏まえて、構成市町ごとの負担金の額、または負担割合が定められると思われまますので、出張所建設の存在価値はそこに反映されてくると思います。

終わります。

No.63 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.64 ○22番(石川清康議員)

市長に、住民の要望書について感想をということを言っておりますが、終わりですか、ないですか。

No.65 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.66 ○市長(相羽英勝君)

今、南部出張所の件についてのお尋ねでございますけれども、平成 15 年年末ころから南部地区の住民の皆様、それから議員のたくさんの熱い要望によって、南部地区住民の皆さんの安心と安全を確保するための、最大かつ唯一のよりどころとして建設を願っておられる、この南部出張所、消防署でございます。今、私は、地域住民の皆様の熱き心に乗って具体的に進めさせていただきたいわけでありまして、この実現に向けては、千秋一日のごとくのお思いでお待ちになってみえる方がたくさんおられるわけでございます。

したがって、そういうことを踏まえて当局といたしましては、それぞれの可能な限りの条件について、いろいろ検討あるいは研究を加えてきておまして、その結果、市議会議員の全員協議会とか、あるいは区の区長さんの会議とか、あるいは地元説明会、そういうすべての手続、ルールに乗っかってご説明を申し上げて、ご理解をいただく努力を誠心誠意し

てきたものと、私は理解をいたしております。

ただ、そういう土地の選定等の兼ね合いで、この地区については今、通学路だとか、あるいは住民がたくさん通るとか、車両の通り抜けが多いとか、いろいろなリスクというのは当然あるわけでありまして、どこの場所においても、そういうリスクというのがありますので、最大限そういうリスクについてはきちっと対策を打って、住民の皆さんにやはり最少限度のご無理で実現できるような工夫と知恵を出してまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただく必要があろうと思います。

また、区の会議あるいは町内の会議できちっとご説明させていただいて、そのルールに乗った進め方について、ご理解が得られていないというご指摘もありますけれども、やはり区長さんあるいは町内会長さんの役割、あるいはそういう責任というものもございますので、当局としてはそういう手順をしっかり踏まさせていただいたと、こういうことでございます。

それから、広域化の問題でございますけれども、広域化の件についてはいろいろ議論があろうかと思っておりますけれども、むしろこの時期に建設をしておかないと、逆に広域化になっていろいろ広域化についての課題があるわけありますから、私の想像としては、広域化になってからつくればよいというようなことはなかなか難しい問題になると、住民のご意向が反映されない可能性もあるというようなこともありますので、ぜひご理解とご協力をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

No.67 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.68 ○22番(石川清康議員)

市長から感想というか、答弁をいただきましたが、広域化のことの答弁は先にいただきましたので結構でございます。

この要望書について、どう感想というか、お持ちかということを知りたいんです。だから、これからということじゃなくて、私は出張所建設についていろいろな手順、手続が十分行われたかどうかと。説明をしたとか言いますが、説明が不十分だから、同意がとれていないからこういう要望書も出てきているんですよ。だから、その点をやっぱり市長に答えを言えというのは無理かも知れませんが、これから消防署との話を、議論を進めたいと思います。

それから、矛盾をしているというふうに私は言いました。それはどれかと言いますと、去年の12月20日に事業計画案をいただきました。用地取得とか設計とあります。設計につ

いては、今年度の予算に入れてありますけれども、矛盾というのは、ここでも既に大蔵池公園内としてあるだけで、市有地の払い下げを受けた土地に建てるというようなことまでは言われたかどうか、私には記憶がありません。

だからこの三丁目地内、大蔵池公園内という、これだけですね。だから、これは私もこの全協に出席しておりましたが、公園内であるというならば恐らく官有地であろうと、場合によっては国の用地に決まったんかなというふうな感じを持っておりました。それはずっと持っていたんです。

今年になってから、今年の5月、夏ごろになって、「いや、この土地は12年前に払い下げを受けたという土地である」と、そういう説明はされた。されてないと私は受けているんですけども、そういう重要なことを、ここでたしか言わずして、それで用地を決めたというような、これで議会が了解したような立場をとってみえる。

それからもう一つ、さっき説明とか了解がどういうふうにとれたかということもちょっとははっきりしないので、用地選定についても、じゃいつから用地選定に向けたのか。大蔵池公園の中の官有地を、もう最初からそこへ決めようというようなことがあったのかどうかということも、はっきり聞きたいところですけども。

それでは、次の再質問をいたします。ちょっと細かいことかもわかりませんが、できるだけ答えていただきたいと思います。

大蔵池公園内に決めたのは、市のどの機関であるのか。また当時の市長の強い決裁があったのかどうか、お尋ねいたします。

No.69 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.70 ○消防長(近藤和則君)

質問の前に、先ほどの全協でのことですが、ここに私、全協の資料を持っておりますが、図面も提示し、あのときたしか「青い大きな鉄塔の下であります。電波の影響はございません」と、こういう説明をさせていただいた記憶がございます。

それから今、大蔵池公園内に決めたのは、市のどの機関かという話でございますが、部であれば消防本部でございます。機関といえば、市の幹部会でございます。これは平成18年12月の幹部会に諮りまして、意見がある部、課については申し出てほしいと、こういうことで言って決定をしたと、こういうことでございます。

当然、最終の判断は市長が判断をされたと、こういうことでございます。

終わります。

No.71 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.72 ○22番(石川清康議員)

12月の全協で場所等、地図が添付してあったかもわかりませんが、国から買った用地であるというような説明がなかったようなことを私は言ったわけで、場所は大蔵池公園と言えれば大体わかりますので。

それと、ここであるということ、この間の全協の資料が出ていますけれども、そのときでも三丁目何番地と、市有地だというような説明というか、そういう字句は当然載せるべきですよ。今おっしゃった本部なり幹部会で決めたと、それは当然であります。

議会の方に、むしろこの用地がその何億という金で買った土地、大蔵池整備のときに購入した土地に建てるという問題、そこについて議会に何も相談程度のものもなかったということ、一つ問題にしているわけですが、それはその辺でしかわからぬと思いますので。

それからそれ以後、地元にも説明、区なり説明もされたと思います。それからその説明の中で、消防本部の方だと思いますけれども、「大蔵池公園、この用地は公共用地でただであるから、その分予算が少なくて済む」と言っていた市の担当者がいると伝え聞いていますが、そういった認識は今はないと思いますけれども、当時そういうことを言われた担当者がいたというふうに伺っています。

それは先ほど言いましたように、くどいようですが、国から払い下げを受けて390坪、約1億4,000万円、坪当たりだと約36万円ですね。それで、実際購入していた土地なんです、決してただじゃなくて。だから、そういう土地であるということを知りたいということなんです。

それから、それと現在の事業計画、この間いただいた全協の資料なんですけれども、19年度は用地選定と言っています。まだ転用手续というようなことはされていないと思いますけれども、公園用地であります。これは行政財産なんですよ。すなわち市民の財産でもあるわけです。

私は正式な手続ということでもないかもしれぬですが、この公園用地を減らすと、そこへ消防署を建てると、先ほど話がありました鉄塔があるとか、確かに高圧線の下とかということ、本当にそのとおりなんですけれども、その公共用地の用途のある公園の用途に消防署出張所を建てるといふことの正式な手続というのか、そういう手続が完全に行われていたのかどうか。

ただ、国の方からもこういうふうにご利用していいよ、転用していいよと言われた程度では私はだめだと思います。市での手続を経なければならない。それには当然、市議会の方にも公園用地を転用するということは当然話をされないかぬ。それから、市議会にも話をさ

れぬ、それから地元にも決定する前にも全然話をしない。市議会に話をしたからいいということじゃなくて、市議会でも承認したわけじゃない。全協に話を出された程度で、提案された程度であって、それがもう議会で決まったかのような言い方もされていたようにも聞いております。

そういうことで、そういう手続が必要かなと思いますので、その辺を、正規の転用手続ですね、それを求めています。

No.73 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.74 ○消防長(近藤和則君)

この大蔵池公園の用地は、都市公園条例施行規則によって定められた近隣公園、これになっております。

この議会で確認申請等の手数料の補正予算を計上しております。議決されれば、この用地を公園用地から除外する手続、いわゆる告示行為を行う予定といたしております。

終わります。

No.75 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.76 ○22番(石川清康議員)

19年、今年の3月議会で設計委託地質調査費が計上してあります。

元池沼地で地盤が軟弱だと思われるが、調査の結果を発表していないのはなぜか。建築に適さないとか、基礎工事費が余分にかかり過ぎるのではないかと思うが、このことについて伺います。

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.78 ○消防長(近藤和則君)

地質調査の結果の公表のことだと思いますが、地質調査の目的といいますのは、建物

を建築するための調査でございまして、住民の直接利益に結びつかないと、こういうことで発表をいたしませんでした。発表を希望される市民の方には公表したいというふうに思っております。

また、工事に関しては現在、最後の設計段階に入っておりますが、地盤の状況に応じた建設を実施してまいりたいというふうに思っております。

終わります。

No.79 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.80 ○22番(石川清康議員)

今の説明であります、この大蔵池公園内、すなわち昔、池の一部じゃなかったかなというふうに思うわけであります。それであるから、地質調査費というのは計上されたんじゃないかと思うわけです。

それから、建築に関係するんじゃないかと、もうそれで予算を組んだから、地質調査の結果を住民の方に「希望があったら発表します」と、そんなことじゃないじゃないですか。議会だって、全協だって、こういう予算を使ってやっているんだから、調査はもう終了していると思います。

それが発表されないということは疑念を持ちますので、今からでもどんな状況か、そのために基礎工事とか地盤工事とか、普通の土地と比べて地盤がやわらかいと。これは、やわらかいというのはわかっていると思うんですよね、普通常識的に。だから、そこを選定したためにそれだけ余分に、余分というか、建物なら建物に予算をつけないかぬということもあるから、それは詳細に報告、発表していただかないかぬ。

発表できるかどうか、それを教えてください。

No.81 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.82 ○消防長(近藤和則君)

先ほども申し上げましたように、発表しなかったというのは、建物を建設するための調査でございまして、市民の方に直接利益に結びつかないと、こういうことでございます。発表を希望される向きがあれば、発表したいというふうに思います。

それから、地質調査については、平成 19 年度、今年度予算を確保して、もう実施済みでございます。

以上です。

No.83 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.84 ○22番(石川清康議員)

今の答弁、また参考にさせていただきます。

それでは、今年の3月議会、ちょっと前のことではありますが、2月 27 日、一般質問での前市長答弁は、その抜粋、一部ですけれども、「今、その建設に向けて準備を進めている。土地のいろいろなところで地主の皆さんにもお話ししながら進めていただいたのですが、結果的には大蔵池公園の中の一部で土地が確保できる見通しが立った。しかし問題は、周辺の住民のご理解をいただかないといけませんので、そういったことをしっかりとやりながら、設計を組み、20 年度の建設にかかっていく」とあります。

この答弁を引用します。「大蔵池公園の中の一部で土地が確保できる見通しが立った。しかし問題は、周辺の住民のご理解をいただかないといけない」との答弁です。

あれから9カ月以上経過しておりますが、いまだ町内会及び周辺住民の理解がされておられません。むろん隣接地住民の同意も得られていない状況です。今議会に地域住民の方々から建設予定地の見直し、変更を求める請願書が提出されています。ご案内のとおりです。地元の理解、同意がないまま計画を進めることは、間違った施策ではないかと私は思うわけであります。

この点については、相羽市長並びに消防長に伺います。

No.85 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.86 ○消防長(近藤和則君)

私たち消防職員は、現在の消防本庁舎建設時は、幹線道路も整備されつつあるため、従来からの1本部1署体制で対応できると、こういうふうを考えておりました。

しかし、平成 15 年 12 月の議会で、南部地域に消防署分庁舎建設の陳情が出され、全会一致で採択をされました。これを受けて建設を計画いたしました。この計画により、用地選

定から決定まで、また設計等につきまして、私たち職員は誠心誠意努力し、一日でも早く南部地区市民も北部地区市民同様の行政サービスが受けられるよう努力したつもりでございますし、今後も一人でも多くの市民の理解が得られるよう、建設オープンに向けて努力をしたいと、こういうふうに思っております。

終わります。

No.87 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.88 ○22番(石川清康議員)

市長には伺わなくても結構であります。

今の答弁であります。南部地区に出張所を設けるということは、確かに壇上でも読み上げましたが、15年ですか、決めております。私がおこを問題にというか、これしているのは、広域化にも関係しますけれども、その選定の場所を言っているわけですよ。だから、消防署をつくることは私も含めて賛成しているんですから。

だから、ここの選定が間違っているんじゃないかと、住民の同意も得られていない。あたかもされたようなこととお聞きしますけれども、決してそうじゃないんです。住民のそういう理解も得られていない、無視した、また議会にも十分説明がされていない。

それから、公園用地を減らしてもいいかという問題もあります。壇上でも言いましたね。全市公園化というようなことも言われたことがあります。緑、緑地を一時でも減らすような行政というのは、私も長年議員をやっていると考えられぬですよ。だから、その辺市長もわかっていたかと思うんです。

選定も、用地選定は7カ所あったかもわかりませんが、どの程度やったのか、発表もありませんけれども、ほかの民間の土地を探すのと、市の用地で賄うのとは全然違いますよね。だから、最初は民間の土地、適地を探してやるというのが普通だと思います。それでやられたと思います。しかし、どうも見つからないから、こういう公園用地を持ってきたということもあります。それもいかぬとは言いません。

だから、そこにするなら400坪、それ以上の緑地公園が減るわけですから、替え地を考えなければいかぬですよ。それが政策ですよ。だから、それは副市長にも伺いますけれども、そんなの行政じゃないですよ。

だから、議会も公園緑地、緑を増やす、街路樹の枝を切り過ぎても言われた時期もありました。そういうときに、市民の森として長年利用してきたところを代替地もなくして減らすということは、私はそこを根本的に、ただそれまでしなきゃいかぬ緊急性があるんだったら別ですけれども、しなきゃいかぬ理由がないと。そういうことは、手続とかいろいろな方法

が間違っているんじゃないかというふうに思うわけであります。

だから、隠すとかというようなことがあるとは思いませんけれども、それとついでにお聞きしますけれども、これは一体、予算は先ほど言いましたけれども、組まれたと思いますけれども、用地代を外して1億1,000万とか4,000万とか言いましたけれども、その辺も一度、今見積もりというか、概算で考えてみえる予算は幾らで予定しているか、教えてください。

No.89 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.90 ○消防長(近藤和則君)

予算措置はと、こういうことでございますが、実施計画に計上させていただいた金額につきましては、建設費が1億1,000万円、用地取得費が6,600万円でございます。

建設につきまして、実施計画に計上した当時は平屋建てを想定しておりました。これは全協でも説明をさせていただきました。しかし、諸事情によりまして2階建てになりました。実施計画に上がっている防火水槽設置事業を南部出張所建設とあわせて実施すること、あるいは公園駐車場の整備を組み込んだこと等によりまして1億6,500万円になりましたので、その金額を実施計画に計上させていただきました。

現在、平成20年度当初予算の編成時期でありますので、この1億6,500万円を計上させていただき、財政当局にお願いをしている真っただ中と、こういうことでございます。

終わります。

No.91 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.92 ○22番(石川清康議員)

広域化のことでありますが、広域化は昨年7月、ここに資料がございます。全協ではこういうものは配られなかったんですけれども、昨年7月に推進基準とかというのがあったんですが、この広域化の推進については、10月の全協で資料をいただいています。だから、消防本部の方は、この広域化推進ということについては、いつでも情報を聞いていますか。

No.93 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.94 ○消防長(近藤和則君)

広域化の話であります、ちょっとお待ちください。

いつごろという、法のことを言ってお尋ねでしょうか、そこら辺がちょっとよくわかりませんが、お願いします。

No.95 ○議長(堀田勝司議員)

石川清康議員。

No.96 ○22番(石川清康議員)

県の方から情報を受けたのは、この計画ですか、そういう会合とかというのもあったかと思うんですけども、議会の方へは10月しか私は聞いておりませんので、昨年からこういう情報があったんじゃないかと思ってお尋ねするんです。

No.97 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

近藤消防長。

No.98 ○消防長(近藤和則君)

今年の7月の20日に県防災局長による本市への説明がなされました。この説明には、市長、企画部長、私、それと担当者が出席をいたしまして、広域化の趣旨の説明が行われました。

この後、本市として、昨日も答弁させていただきましたが、3件ほどの意見を提出いたしました。

県において平成19年9月に初めて広域化の枠組み案が示されましたので、即10月開催の全協で発表し、また安心・安全まちづくり特別委員会にも報告をさせていただきました。

これが最短でございます。

終わります。

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石川清康議員。

No.100 ○22番(石川清康議員)

それが事実かもしれぬですが、この広域化のスケジュールを見ると、18年の12月の全協あたりにはその情報が入っているんじゃないかと私は思って、先ほど発言したんですけども、情報が遅いですね。

それから、先ほど答弁がありました、広域化になっても、一部組合になるということで消防活動には支障がないと、それはわかりますが、私が言ったのは今、予算が1億6,000万とか言いましたけれども、私はその土地の取得費が1億4,000万。これも当然市が支払った、買入れたものですけども、これは事業計画に、それは現金はなくても、その買った土地を使うということですから、これは事業計画の予算と計画の中に当然入ってくると、そういうことを言って3億円くらいと言ったんです。

それで、消防活動には広域化で怠りないということなんですけれども、今ここで金を投資してつくった出張所、これがそのまま一部組合にいつてしまうと、市の財産から外れてしまうと、これはそうなりますよね。それを言っているんですよ。

だから、広域化になれば全体を見渡して、今つくろうとしているところが、広域化になったときにも、そこは存続はするでしょうけれども、一つの拠点としていいのかどうかということ、また広域化の方でやられることだと思うんです。

私は、この3億円のお金を出して一部組合にいつてしまうというのが、市の財産を、皆さんにもこうやって税金を使ってやるということについて、これはまだ時期を見てもいいんじゃないかというふうに個人的には思うわけでありませう。

だから、そういう面で、これはもっと早く広域化の情報をとっておけば、この出張所事業計画も見直しができたんじゃないかと、私は思います。そういうことです。

それで、要は住民の理解とか、住民のために、安全・安心のために、これは消防署もつくるわけです。だから、こういう公共施設をつくる場合に、やはり住民の理解も当然得て、住民が喜ぶというような形に持っていけないかぬですね。

だから、こういう事態で説明が遅れたり、なされなかったり、それから環境を害するような、一方ではそういう面もあるというような状況の中での建設については、これは疑問が持たれたということで今、問題になっているというふうに思ってもいいわけですね。

だから議会が、先ほども言いましたように、南部地区につくることには、それこそ大賛成ということでよろしいです。だから、選定が急ぎ過ぎたかどうかわかりませんが、適切でなかったということで、今なら見直しができるんじゃないかと、用地の選定ですよ、土地の選定。

だから、あそこは完全にいいということじゃなくて、地盤調査だって悪いし、団地の区画整理の一案ではありますが、鉄塔あり、高圧線の下であったり、良好な土地ではありません、はっきり言って。公園にはふさわしい土地なんですよ。ですから、やむを得ずというか、平成15年に市が大蔵池整備をするためにあれを買ったわけですよ。

だから私としては、ほかに土地がないわけじゃない、それから住民の本当に満足していただけるというか、ここじゃまずいと、将来的にはどうのこうのと言いますけれども、現実そこでの建設については疑問が持たれているというようなことがありましたので、一考していただきたいということを思っております。

この問題につきましては、請願書も出ております。また、議会で審査される時間もございますので、またよろしく願いをいたします。

では、これをもって終わります。

No.101 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、22番 石川清康議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明12月7日から12月10日までの4日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明12月7日から12月10日までの4日間を休会とすることに決しました。

12月11日午前10時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦勞さまでした。

午後零時10分閉会

